

するための将来像を示すもので、平成38年度までを計画期間とします。

また、合併時からの懸案事項となっていた水道料金の格差問題については、平成29年度の上水道事業の創設に合わせ事業の統合を行うことから、料金の見直しを検討しました。

以下の計画案及び改正案に対する住民の皆さんの意見を募集しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

計画の内容等については、概要を記載していますが、次の場所でご覧することができます。

【閲覧場所】町ホームページ、役場水道課、健康福祉課（ぬくもりセンター）、追分公民館、安平公民館、早来町民センター、遠浅公民館

## 水道料金・下水道使用料の改正（案）

平成29年4月、安平町の水道は「簡易水道」を廃止して「上水道」を創設します。専用水道を除き、安平町の複数の水道事業が一つにまとまることから、今までのような料金格差を是正する必要があります。次のとおり水道料金、下水道使用料の改正を検討しています。

単位：円

### 水道料金改正（案）

水道料金は、現行の基本水量8m<sup>3</sup>を6m<sup>3</sup>とし、水量単価を216円（現行：早来地区270円、追分地区216円）とし、新たな用途として「農業用」を設定します。

用途	基本水量	基本料金（1か月当たり）				超過料金
		φ13	φ20	φ25	φ40	
家庭用	6m <sup>3</sup>	1,490	1,512	1,555	1,825	216
”（8m <sup>3</sup> 使用）	—	1,922	1,944	1,987	2,257	216
営業用・事務所団体用	12m <sup>3</sup>	2,786	2,808	2,851	3,121	216
農業用	40m <sup>3</sup>	8,834	8,856	8,899	9,169	108

※料金の請求の際は、10円未満切り捨て

### 下水道料金改正（案）

下水道使用料は、水量単価に変更はありませんが、基本水量を水道に合せて6m<sup>3</sup>に改正します。

単位：円

用途	基本水量		基本料金		超過料金	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
一般用	8m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>	1,555	1,166	194	194

※改正後の水道料金、下水道使用料は、平成29年5月請求（4月実績分）から適用になります。

※水道料金等改正については、平成28年7月号の広報あびらにも同様の記事を掲載しています。

## 募集要領

### 意見を募集しようとする事業

安平町水道ビジョン（案）並びに水道料金及び下水道使用料改正（案）

### 意見の提出方法及び場所

任意の様式により以下のいずれかの方法で提出してください。

- ①持参する場合：水道課（早来庁舎）、健康福祉課福祉・住民サービスグループ（追分庁舎（ぬくもりセンター））
- ②郵送の場合：水道課水道グループ（〒059-1595 安平町早来大町95番地）
- ③ファクシミリの場合：水道課FAX②3006
- ④電子メールの場合：任意の様式を添付又はメール本文により水道課水道グループに送信（送信先：s1suidou@town.abira.lg.jp）

【ご意見を正確に把握したいため、お電話での受け付けはいたしません。】

募集期間 10月5日（水）～11月10日（水）

対象者 ①町内に居住又は通勤・通学している方

②町内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他団体

### 意見の取扱い

提出いただいたご意見は、参考とさせていただくとともに、その概要、それに対する町の考え方を町ホームページで公表します。

問合せ 水道課水道グループ☎②2730